

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

## 1. いじめについての基本的考え

### (1) いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、「いじめ」が起こった場所は学校の内外を問わない。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

### (2) いじめの解消に向けて

「いじめ」は決して許されることではなく、どの学校でも、どの子どもにもおこりうるものであり、その解消に向けて一丸となって取り組んでいく。

### (3) 問題発生時の指導及び組織

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育的指導を行う。また、「いじめ防止対策委員会」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行う。

### (4) 学校におけるいじめ防止対策のための組織

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長 教頭 生徒指導部担当 教務部担当 研修部担当 学級担任 養護教諭

<活動>

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ発生時の対応に関すること（対策チームの編成、アンケートなど）

（いじめ防止対策推進法の第22条を参照）

### (5) 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その趣旨を理解してもらうため、学校HPや

- ①学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。また、必要に応じて、
- ②清川子どもを守る会、清川地区青少年育成者連絡協議会など地域の関係機関との情報交流、連携を強化し、意識啓発のための活動や意見聴取の推進により未然防止につとめる。

## 2. いじめ未然防止・早期発見のための取組

### (1) いじめの把握・早期発見

教師による日常の観察（朝の出席確認等）を重視するとともに、北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施する。

また、担任が、一人一人の生徒の心のサインをキャッチするため、学校独自のアンケート調査や教育相談週間において、生徒と面談を行うなど状況をきめ細かく把握する。（年2回全職員による教育相談実施）

(2) 校内研修及び日常指導について

校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料等をもとに全教職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築するとともに「つく指導」に心がける。（月1回生徒指導交流会実施）

また、外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業を積極的に取り入れたり、指導内容のプログラム化について理解を深める。

(3) 校内環境作り

生徒の居場所づくり、絆づくりをすすめ、いじめが起きにくい環境をつくる。また、ストレスを生まない環境作りに努め、ストレスをコントロールする様々な方法について研修する。

(4) 年間指導計画に位置付いた指導の充実

年間計画に位置づけた道徳の時間や学級活動等において「自他の生命」を大切にす指導や、多様な価値観・異文化などを理解させる指導の充実を図るなど「いじめ根絶」のための指導を計画的に行う。

(5) 生徒の理解・支援

生徒の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール アセス」等を年間で複数回活用し、日常観察で把握しきれない生徒の小さなサインを見つける。

(6) 生徒会の取組

生徒自らが行動する意識を高める工夫を行い、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加する。また、校内においては生徒会において、いじめ防止等の標語募集など、いじめ撲滅の取組を充実させる。

(7) 相談体制の充実及び相談員等との連携

教職員以外の「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭訪問相談員」等の相談窓口を生徒や保護者に周知し、帯広市教育委員会と連携し、校内の相談体制の充実に努める。

(8) 学校評価

学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

(9) 教職員の意識

すべての生徒が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の観点から生徒一人一人が授業において生かされる指導に努める。また、道徳の授業を改善し、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めさせる。

(10) 年間計画の策定

校内における取組内容の検証を行うため、調査実施の実施時期、会議の開催時期、それを踏まえた校内研修会等の時期について決定する。

### 3. いじめ発生時における取り組み

(1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、第1に被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。

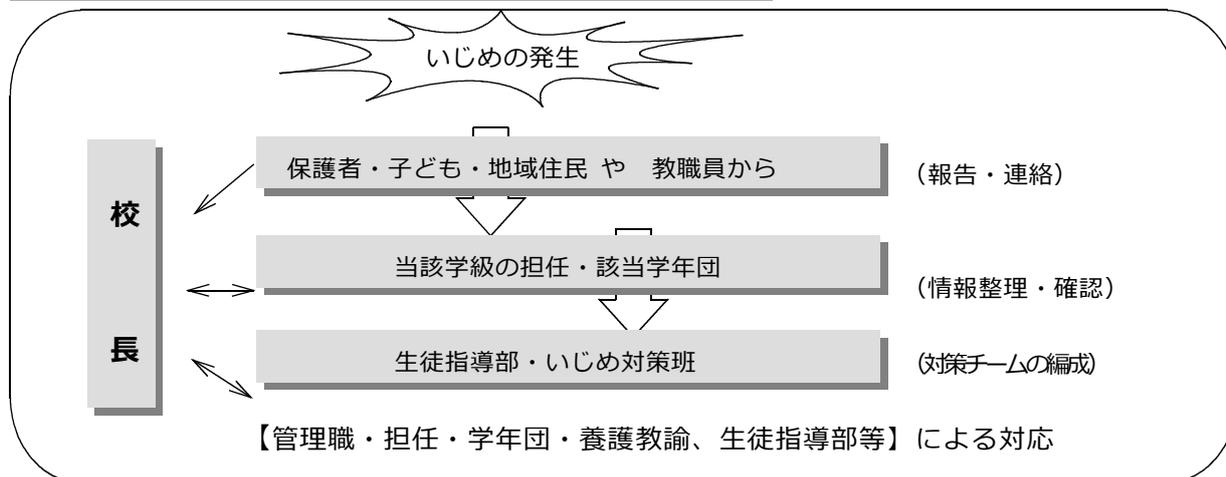
(2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況把握を行い、学校の取り組みについての記録化を行う。

(3) いじめを受けた生徒が学校へ登校できない状況や教室には入れない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリング等、生徒や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。

(4) いじめを行った生徒に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加えて道徳の時間等において、傍観者となり得る生徒に対して学級全体指導を行う。

- (5) いじめを行った生徒の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対して助言を行う。
- (6) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。
- (7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。

#### 4. いじめ発生時の校内体制【いじめ防止対策委員会の体制】



= 重大・緊急いじめ対応 =

- いじめ防止対策委員会…情報収集（アンケート、聞き取り等）  
指導体制の確認（チーム編成、指導方針の決定）  
関係機関との連携（市教委・警察・児相等）  
心のケア（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー  
心の教室相談員、市教委教育相談員等）
- 緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援

「いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日最終改訂  
(いじめの解消)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。